

令和元年12月20日

第一東京弁護士会では、馬屋原弁護士（おしなり法律事務所）ご依頼者の皆様及び債権者の方から受ける良くある質問についてまとめました。

【ご依頼者の方の場合】

Q 馬屋原弁護士に事件を依頼していましたが、今、依頼した事件は、どのようになっているのでしょうか。

A 馬屋原弁護士の死亡により、当然に委任契約は終了しています。そのため、別の弁護士に依頼していないのであれば、誰にも依頼していないことになっています。この場合、債権者からご本人様宛に督促の連絡等がなされることもありますので、ご不安の場合には委任事件の内容・進捗等にもよりますが、全国各地の法律相談センター（電話 0570-783-110）にご相談されることをご検討ください。

Q 事件を引き継いでくれる弁護士を紹介してほしい。

A 全国各地の法律相談センター（電話 0570-783-110）にご相談ください。

Q 馬屋原弁護士に支払った着手金・報酬金・預り金などを返してほしい。

A 債務がある場合には、本来は相続人が返済することになりますが、馬屋原弁護士の相続人は、相続放棄の手続をされており、相続財産管理人が選任されました。もっとも、現時点で、相続財産管理人は、馬屋原弁護士の財産関係を調査している段階であり、返金されるか、返金される場合の割合（全額が返金されるとは限りません）、及び返金時期等については未定です。今後、2か月から3か月を目途に、相続財産管理人から連絡（ホームページによる告知を含む。）がなされるものと思われますので、しばらくお待ちください。詳しくは、以下のホームページをご覧ください、相続財産管理人は、現時点で、ホームページに記載している以上のことをお伝えすることはできませんので、電話によるお問い合わせは原則としてお控えください。

【ホームページのアドレス】

<http://shinto-law.jp/umayahara/oshirase.html>

Q 馬屋原弁護士に渡した書類や事件記録を返してほしい。

A 相続財産管理人から、債権の請求申出とともに、事件記録等の返還を希望されるか否かについて、ご回答いただける書式が送付され、またはホームページでご案内しますので、相続財産管理人の指定する方法（FAX、メール）で希望をお伝えください。

【債権者の方の場合】

Q 馬屋原弁護士と、債務者との委任契約はどのようになっていますか？

A 馬屋原弁護士の死亡により、当然に委任契約は終了しています。

Q 事件の引継はどのようになっていますか？

A 弁護士会では、引継の状況を把握していませんし、開示することもできません。
一般的には、引継があった場合には、再度、受任通知が送られていると思います。

Q 債務者と連絡がとれません。弁護士会では連絡先について把握していますか？

A 弁護士会では把握していませんし、開示することもできません。